令和６年南砺市議会定例会

令 和 ６ 年 ８ 月 会 議

議　　案　　書

南砺市

令和６年８月会議提出案件

目　　次

予算関係

議案第	７９ 号	令和６年度南砺市一般会計補正予算（第４号）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	4
議案第	８０ 号	令和６年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）‥	３４
議案第	８１ 号	令和６年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	４１
議案第	８２ 号	令和６年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）‥	４８
議案第	８３ 号	令和６年度南砺市病院事業会計補正予算（第２号）‥‥‥‥‥‥‥	５５
議案第	８４ 号	令和６年度南砺市水道事業会計補正予算（第２号）‥‥‥‥‥‥‥	５９
議案第	８５ 号	令和６年度南砺市下水道事業会計補正予算（第３号）‥‥‥‥‥‥	６３

条例関係

議案第	８６ 号	南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について‥	６６
議案第	８７ 号	南砺市税条例の一部改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	６８
議案第	８８ 号	南砺市国民健康保険条例の一部改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	７０
議案第	８９ 号	南砺市企業立地振興条例の一部改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	７２
議案第	９０ 号	南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	７４

その他

議案第	９１ 号	４災２３号市道山の神線道路災害復旧工事請負契約の変更について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	７６
議案第	９２ 号	財産の取得について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	７７
報告第	１２ 号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について‥‥‥‥‥‥‥‥	７８
認定第	１ 号	令和５年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥‥	７９

認定第　２号　令和５年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……　８０
認定第　３号　令和５年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について……　８１
認定第　４号　令和５年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……　８２
認定第　５号　令和５年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について……　８３
認定第　６号　令和５年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について……　８４
認定第　７号　令和５年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について……　８５
認定第　８号　令和５年度南砺市病院事業会計決算認定について……　８６
認定第　９号　令和５年度南砺市水道事業会計決算認定について……　８７
認定第１０号　令和５年度南砺市下水道事業会計決算認定について……　８８

議案第７９号

令和６年度南砺市一般会計補正予算（第４号）

令和６年度南砺市一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３８１，８８２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３６，３２２，１８３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,626,318	93,301	3,719,619
	1 国庫負担金	1,591,363	46,313	1,637,676
	2 国庫補助金	2,026,840	46,988	2,073,828
17 県支出金		1,958,517	11,966	1,970,483
	2 県補助金	1,096,847	6,966	1,103,813
	3 県委託金	130,406	5,000	135,406
19 寄附金		182,566	2,250	184,816
	1 寄附金	182,566	2,250	184,816
20 繰入金		4,025,429	△5,000	4,020,429
	1 繰入金	4,025,429	△5,000	4,020,429
21 繰越金		70,000	203,265	273,265
	1 繰越金	70,000	203,265	273,265
23 市債		2,218,400	76,100	2,294,500
	1 市債	2,218,400	76,100	2,294,500
歳　入　合　計		35,940,301	381,882	36,322,183

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,493,686	2,529	4,496,215
	1 総務管理費	3,508,470	2,774	3,511,244
	3 戸籍住民基本台帳費	99,041	△245	98,796
3 民生費		9,371,600	79,796	9,451,396
	1 社会福祉費	5,833,452	33,407	5,866,859
	2 児童福祉費	3,538,148	46,389	3,584,537
4 衛生費		3,220,503	△1,291	3,219,212
	1 保健衛生費	2,314,141	△1,291	2,312,850
6 農林水産業費		1,639,500	19,712	1,659,212
	1 農業費	805,591	2,012	807,603
	2 農地費	224,836	17,700	242,536
7 商工費		2,301,725	84,519	2,386,244
	1 商工費	2,301,725	84,519	2,386,244
8 土木費		4,490,148	4,810	4,494,958
	5 住宅費	96,507	4,810	101,317
9 消防費		1,108,792	1,375	1,110,167
	1 消防費	1,108,792	1,375	1,110,167
10 教育費		3,340,361	10,602	3,350,963
	3 中学校費	499,031	4,572	503,603

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会教育費	1,097,900	5,790	1,103,690
	5 保健体育費	557,372	240	557,612
11 災害復旧費		521,049	179,830	700,879
	1 農林水産業施設災害復旧費	100,173	35,394	135,567
	2 土木施設災害復旧費	420,876	144,436	565,312
歳　　出　　合　　計		35,940,301	381,882	36,322,183

第２表

債 務 負 担 行 為 補 正

（追　加）

事　項	期　間	限度額
令和６年度　福野小学校給食調理等業務委託	令和7年度	千円 34,571

第3表　　地　方　債　補　正

（変更）　　（単位　：　千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業債	1,459,600	1,300	1,460,900	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
道路河川災害復旧債	134,300	74,800	209,100			

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
16 国庫支出金	3,626,318	93,301	3,719,619
17 県支出金	1,958,517	11,966	1,970,483
19 寄附金	182,566	2,250	184,816
20 繰入金	4,025,429	△5,000	4,020,429
21 繰越金	70,000	203,265	273,265
23 市債	2,218,400	76,100	2,294,500
歳　　入　　合　　計	35,940,301	381,882	36,322,183

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,493,686	2,529	4,496,215	△40			2,569
3 民生費	9,371,600	79,796	9,451,396	26,365	13,800		39,631
4 衛生費	3,220,503	△1,291	3,219,212	210			△1,501
6 農林水産業費	1,639,500	19,712	1,659,212	883			18,829
7 商工費	2,301,725	84,519	2,386,244	20,666			63,853
8 土木費	4,490,148	4,810	4,494,958				4,810
9 消防費	1,108,792	1,375	1,110,167				1,375
10 教育費	3,340,361	10,602	3,350,963	10,870	△12,500	△2,750	14,982
11 災害復旧費	521,049	179,830	700,879	46,313	74,800		58,717
歳　出　合　計	35,940,301	381,882	36,322,183	105,267	76,100	△2,750	203,265

２．歳入

第 16 款　国庫支出金　　第　1 項　国庫負担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　分	金額		
3 災害復旧費国庫負担金	269,223	46,313	315,536	1 土木施設災害復旧費負担金	46,313	道路河川災害復旧負担金	46,313
計	1,591,363	46,313	1,637,676				

第 16 款　国庫支出金　　第　2 項　国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,006,300	16,421	1,022,721	1 総務管理費補助金	16,666	地域経済循環創造事業交付金	16,666
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	△245	個人番号カード交付事務費補助金	△245
2 民生費国庫補助金	148,294	20,697	168,991	1 社会福祉費補助金	1,364	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,364
				2 児童福祉費補助金	19,333	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援施設整備交付金	59 666 18,608
4 商工費国庫補助金	0	4,000	4,000	1 商工費補助金	4,000	観光振興事業費補助金	4,000
7 教育費国庫補助金	72,534	5,870	78,404	2 小学校費補助金	5,870	へき地児童生徒援助費等補助金（小）	5,870
計	2,026,840	46,988	2,073,828				

第 17 款　県支出金　　第　2 項　県補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　分	金額		
1				1		富山県地域防災力向上支援事業費補助金	205
総務費県補助金	121,031	205	121,236	総務管理費補助金	205		
2				2		放課後児童健全育成補助金	666
民生費県補助金	239,785	5,668	245,453	児童福祉費補助金	5,668	富山県こどもの居場所づくり支援事業費補助金	250
						富山県こども食堂応援事業費補助金	100
						富山県子ども・子育て支援施設整備補助金	4,652
3				1		富山県アピアランスケア支援事業費補助金	210
衛生費県補助金	10,611	210	10,821	保健衛生費補助金	210		
4				1		農山漁村振興交付金	883
農林水産業費県補助金	652,421	883	653,304	農業費補助金	883		
計	1,096,847	6,966	1,103,813				

第 17 款　県支出金　　第　3 項　県委託金

6				3		地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金	5,000
教育費県委託金	600	5,000	5,600	中学校費委託金	5,000		
計	130,406	5,000	135,406				

第 19 款　寄附金　　第　1 項　寄附金

2				7		中学校寄附金	2,250
指定寄附金	22,496	2,250	24,746	中学校寄附金	2,250		
計	182,566	2,250	184,816				

第 20 款　繰入金　　第 1 項　繰入金　　(単位：千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　分	金額		
1 基金繰入金	4,012,889	△5,000	4,007,889	28 地方創生推進基金繰入金	△5,000	地方創生推進基金繰入金	△5,000
計	4,025,429	△5,000	4,020,429				

第 21 款　繰越金　　第 1 項　繰越金

1 繰越金	70,000	203,265	273,265	1 前年度繰越金	203,265	前年度繰越金	203,265
計	70,000	203,265	273,265				

第 23 款　市債　　第 1 項　市債

2 民生債	211,900	13,800	225,700	2 児童福祉債	13,800	児童福祉施設整備債（過疎債）	13,800
8 教育債	376,600	△12,500	364,100	1 小学校債	△12,500	スクールバス整備事業（過疎債）	△12,500
9 災害復旧債	149,600	74,800	224,400	1 災害復旧事業債（補助）	74,800	道路河川災害復旧債	74,800
計	2,218,400	76,100	2,294,500				

３．歳出

第　2 款　総務費　　第　1 項　総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 人事管理費	70,962	2,208	73,170	1 報酬 12 委託料	 135 2,073	1 人事管理費	2,208				2,208	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 70,962 ／ 2,208 ／ 73,170 特別職報酬等審議会委員報酬　135 労働者派遣業務委託料　2,073
7 企画費	210,914	1,500	212,414	18 負担金補助及び交付金	 1,500	12 地域みらい留学推進費	1,500				1,500	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 2,301 ／ 1,500 ／ 3,801 下宿環境整備協力金　1,500
11 電算管理費	317,331	△1,455	315,876	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	 1,035 △1,705 △503 △320 38	1 電算管理費	△1,455				△1,455	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 253,611 ／ △1,455 ／ 252,156 会計年度任用職員 ・報酬　1,035 ・給料　△1,705 ・職員手当　△503 ・社会保険料　△320 ・費用弁償　38
14 災害対策費	59,313	521	59,834	18 負担金補助及び交付金	 521	1 災害対策費	521	（県） 205			316	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 50,379 ／ 521 ／ 50,900 富山県防災士養成研修事業負担金 110 自主防災組織資機材整備事業補助金 411
計	3,508,470	2,774	3,511,244				2,774	205			2,569	

第　2 款　総務費　　第　3 項　戸籍住民基本台帳費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 戸籍住民基本台帳費	99,041	△245	98,796	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 8 旅費	 1,820 △2,001 △96 32	2 戸籍住民基本台帳費	△245	(国) △245				補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 45,117 ／ △245 ／ 44,872 会計年度任用職員 ・報酬　1,820 ・給料　△2,001 ・職員手当　△96 ・費用弁償　32
計	99,041	△245	98,796				△245	△245				

第　3 款　民生費　　第　1 項　社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,154,646	17,206	1,171,852	18 負担金補助及び交付金 27 繰出金	13,428 3,778	3 社会福祉推進費	13,428				13,428	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 163,615 ／ 13,428 ／ 177,043 南砺市社会福祉協議会活動補助金　13,428
						5 国民健康保険事業特別会計繰出金	1,623				1,623	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 302,311 ／ 1,623 ／ 303,934 繰出金　1,623
						6 国民健康保険診療所事業特別会計繰出金	2,155				2,155	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 162,902 ／ 2,155 ／ 165,057 繰出金　2,155
						計	17,206				17,206	

第　3 款　民生費　　第　1 項　社会福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 生活保護費	49,896	2,728	52,624	12 委託料	2,728	1 生活保護更生指導費	2,728	(国) 1,364			1,364	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 6,316 ／ 2,728 ／ 9,044 生活保護システム改修業務委託料 2,728
4 老人福祉費	1,581,309	7,816	1,589,125	22 償還金利子及び割引料	7,816	6 介護予防事業費	6,382				6,382	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 66,875 ／ 6,382 ／ 73,257 令和５年度保健福祉事業交付金返還金 6,382
						8 在宅介護支援事業費	1,434				1,434	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 44,935 ／ 1,434 ／ 46,369 令和５年度保健福祉事業交付金返還金 1,434
						計	7,816				7,816	
6 心身障害者福祉費	1,505,398	5,657	1,511,055	12 委託料	572	1 地域生活支援事業費	572				572	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 66,094 ／ 572 ／ 66,666 地域活動支援センター業務委託料 572
				18 負担金補助及び交付金	5,085	2 障害福祉推進費	5,085				5,085	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 21,778 ／ 5,085 ／ 26,863 社会福祉法人助成金　5,085
						計	5,657				5,657	
計	5,833,452	33,407	5,866,859				33,407	1,364			32,043	

第　3 款　民生費　　第　2 項　児童福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 児童福祉総務費	401,530	700	402,230	18 負担金補助及び交付金	700	12 こども家庭センター費	700	（県） 350			350	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 16,148 ／ 700 ／ 16,848 こども食堂事業費補助金　200 こどもの居場所づくり支援事業補助金 500
2 児童措置費	714,288	80	714,368	18 負担金補助及び交付金	80	3 母子家庭等就業自立支援費	80	（国） 59			21	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 750 ／ 80 ／ 830 自立支援教育訓練給付金　80
3 児童館費	130,507	29,912	160,419	18 負担金補助及び交付金	29,912	2 放課後児童クラブ費	29,912	（国） 19,274 （県） 5,318			5,320	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 86,452 ／ 29,912 ／ 116,364 放課後児童クラブ整備事業補助金 29,912
4 子育て支援センター費	56,556	5,247	61,803	14 工事請負費	5,247	2 子育て支援センター費	5,247		（地） 4,900		347	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 65,329 ／ 5,247 ／ 70,576 子育て支援センターさくらんぼ空調設備更新工事　5,247
5 保育実施費	2,221,799	10,450	2,232,249	14 工事請負費	10,450	2 保育園費	10,450		（地） 8,900		1,550	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 1,046,044 ／ 10,450 ／ 1,056,494 上平保育園空調設備更新工事　990 城端さくら保育園空調設備更新工事 9,460
計	3,538,148	46,389	3,584,537				46,389	25,001	13,800		7,588	

第　4 款　衛生費　　第　1 項　保健衛生費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	事業名	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
5 健康増進対策費	91,083	△1,291	89,792	1 報酬	1,624	1 疾病予防対策費	△1,291	（県） 210			△1,501	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 82,901 ／ △1,291 ／ 81,610 会計年度任用職員 ・報酬 1,624 ・給料 △2,651 ・職員手当 △346 ・社会保険料 △192 ・費用弁償 64 がん患者補正具購入費補助金 210
				2 給料	△2,651							
				3 職員手当等	△346							
				4 共済費	△192							
				8 旅費	64							
				18 負担金補助及び交付金	210							
計	2,314,141	△1,291	2,312,850				△1,291	210			△1,501	

第　6 款　農林水産業費　　第　1 項　農業費

3 農業振興費	650,205	1,033	651,238	18 負担金補助及び交付金	1,033	16 特産物振興対策費	150				150	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 33,177 ／ 150 ／ 33,327 アジア地域輸出拡大プロモーション実施負担金 150
						20 中山間地域対策費	883	（県） 883				補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 22,835 ／ 883 ／ 23,718 最適土地利用総合対策事業補助金 883
						計	1,033	883			150	

第　6 款　農林水産業費　　第　1 項　農業費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
7 桜ヶ池周辺施設費	6,961	979	7,940	14 工事請負費	979	1 桜ヶ池周辺施設維持費	979				979	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 6,961 ／ 979 ／ 7,940 桜ヶ池自遊の森地内高圧受電設備修繕工事　979
計	805,591	2,012	807,603				2,012	883			1,129	

第　6 款　農林水産業費　　第　2 項　農地費

1 農地総務費	223,988	17,700	241,688	18 負担金補助及び交付金	17,700	5 県単土地改良費	6,000				6,000	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 33,280 ／ 6,000 ／ 39,280 土地改良区施行事業補助金　6,000
						6 市単土地改良費	11,700				11,700	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 6,500 ／ 11,700 ／ 18,200 令和６年能登半島地震 市単独土地改良事業補助金　11,700
						計	17,700				17,700	
計	224,836	17,700	242,536				17,700				17,700	

第　7 款　商工費　　第　1 項　商工費

2 商工振興費	490,247	28,476	518,723	18 負担金補助及び交付金	28,476	2 伝統的工芸産業振興費	26,200	(国) 16,666			9,534	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 10,906 ／ 26,200 ／ 37,106 南砺の未来を担う伝統的工芸品若手職人応援補助金　1,200 地域経済循環創造事業補助金　25,000

第 7 款　商工費　　第 1 項　商工費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	事業名	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
（ 2 商工振興費）						3 商工振興費	2,276				2,276	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 110,054 ／ 2,276 ／ 112,330 商店街災害復旧等事業補助金　276 小規模事業者後継者支援事業補助金 2,000
						計	28,476	16,666			11,810	
3 観光費	189,070	4,437	193,507	7 報償費 10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金	55 360 △3,000 22 7,000	1 観光推進費	4,437	（国） 4,000			437	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 189,070 ／ 4,437 ／ 193,507 大阪・関西万博機運醸成イベント等関連事業業務委託料　△3,000 大阪・関西万博機運醸成事業補助金 7,000 交流観光まちづくりプランワーキング事業 ・講師謝礼　55 ・会場使用料　22 ・チラシ印刷　360
4 企業立地推進費	920,996	22,444	943,440	7 報償費 10 需用費 11 役務費	110 330 990	2 ＰＬＡＹ　ＥＡＲＴＨ　ＰＡＲＫ推進費	22,444				22,444	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 605,841 ／ 22,444 ／ 628,285 桜ヶ池無電柱化事業業務委託料 17,450 ＰＬＡＹ　ＥＡＲＴＨ　ＰＡＲＫ啓発イベント

第 7 款　商工費　　第 1 項　商工費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
（ 4 企業立地推進費）				12 委託料 13 使用料及び賃借料	20,739 275							・ワークショップ出店謝礼 110 ・チラシ印刷 330 ・イベント広告料 990 ・会場設営等委託料 3,289 ・会場使用料 275
5 商工観光施設維持費	573,879	29,162	603,041	14 工事請負費 18 負担金補助及び交付金	26,656 2,506	2 合掌の里管理費	743				743	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 20,133 ／ 743 ／ 20,876 消防設備修繕工事 743
						32 その他施設維持費	327				327	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 18,411 ／ 327 ／ 18,738 旧オムサンタの森スキー場内電柱撤去工事 327
						36 スキー場管理費	7,590				7,590	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 310,189 ／ 7,590 ／ 317,779 タカンボースキー場駐車場舗装補修工事 4,356 ＩＯＸ－ＡＲＯＳＡスキー場 ・ゲレンデ法面復旧工事 1,155 ・緊急修繕負担金 2,079
						37 国民宿舎管理費	12,672				12,672	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 13,667 ／ 12,672 ／ 26,339 屋根補修工事 11,880 浴室間仕切り改修工事 792

第 7 款　商工費　　第 1 項　商工費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(　5 商工観光施設維持費)						38 温泉施設維持費	7,830				7,830	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 76,216 ／ 7,830 ／ 84,046 桜ヶ池クアガーデン ・密閉式膨張タンク更新工事　4,741 ・熱源棟制御盤更新工事　2,662 ・緊急修繕負担金　427
						計	29,162				29,162	
計	2,301,725	84,519	2,386,244				84,519	20,666			63,853	

第 8 款　土木費　　第 5 項　住宅費

1 住宅管理費	56,044	4,810	60,854	18 負担金補助及び交付金	4,810	2 住宅支援事業費	4,810				4,810	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 11,400 ／ 4,810 ／ 16,210 優良住宅団地開発支援事業補助金 4,810
計	96,507	4,810	101,317				4,810				4,810	

第 9 款　消防費　　第 1 項　消防費

3 消防施設費	11,678	1,375	13,053	10 需用費	1,375	1 消防施設整備費	1,375				1,375	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 11,678 ／ 1,375 ／ 13,053 消火栓修繕料　1,375
計	1,108,792	1,375	1,110,167				1,375				1,375	

第 10 款　教育費　　第 2 項　小学校費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
4 スクールバス運行費	116,077	0	116,077			1 スクールバス運行費	0	（国） 5,870	（地） △12,500		6,630	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 116,077 ／ 0 ／ 116,077 財源振替
計	821,744	0	821,744				0	5,870	△12,500		6,630	

第 10 款　教育費　　第 3 項　中学校費

1 中学校管理費	212,641	726	213,367	14 工事請負費	726	2 中学校管理費	726				726	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 167,838 ／ 726 ／ 168,564 吉江中学校バスケットゴール修繕工事　726
3 中学校教育振興費	151,638	3,846	155,484	17 備品購入費	3,846	1 中学校教育振興費	0	（県） 5,000		（繰入） △5,000		補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 130,601 ／ 0 ／ 130,601 財源振替
						3 中学校教育教材備品整備費	3,846			（寄附） 2,250	1,596	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 2,900 ／ 3,846 ／ 6,746 吉江中学校グランドピアノ購入 3,846
						計	3,846	5,000		△2,750	1,596	
計	499,031	4,572	503,603				4,572	5,000		△2,750	2,322	

第 10 款　教育費　　第 4 項　社会教育費

4 図書館費	150,765	225	150,990	10 需用費	225	1 図書館管理運営費	225				225	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 127,726 ／ 225 ／ 127,951 井波図書館空調設備修繕料　225

第 10 款　教育費　　第　4 項　社会教育費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
5 文化財保護費	181,877	1,982	183,859	18 負担金補助及び交付金	1,982	1 文化財保護費	1,982				1,982	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 21,681 ／ 1,982 ／ 23,663 文化財修理事業補助金 ・安居寺　1,709 ・井波別院瑞泉寺　273
7 博物館費	28,414	250	28,664	10 需用費	250	1 埋蔵文化財センター費	250				250	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 11,378 ／ 250 ／ 11,628 埋蔵文化財センター分館雨漏り修繕料　250
8 美術館費	152,355	339	152,694	10 需用費	339	1 美術館管理費	339				339	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 85,273 ／ 339 ／ 85,612 案内標識修繕料　339
9 教育文化施設費	320,359	2,994	323,353	10 需用費 14 工事請負費	145 2,849	6 福祉会館周辺施設管理費	2,994				2,994	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 32,495 ／ 2,994 ／ 35,489 松村記念会館換気扇修繕料　145 福光福祉会館 ・排煙装置修繕工事　537 ・防火扉修繕工事　695 ・屋上出入口改修工事　1,617
計	1,097,900	5,790	1,103,690				5,790				5,790	

第 10 款　教育費　　第 5 項　保健体育費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 体育施設費	419,293	240	419,533	10 需用費 14 工事請負費 17 備品購入費	240 △22,462 22,462	1 社会体育館管理費	240				240	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 166,042 ／ 240 ／ 166,282 福光里山体育館周辺施設水道料　240
						7 クレー射撃場運営費	0					補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 33,195 ／ 0 ／ 33,195 節組替
						計	240				240	
計	557,372	240	557,612				240				240	

第 11 款　災害復旧費　　第 1 項　農林水産業施設災害復旧費

1 農業用施設等災害復旧費	74,173	35,394	109,567	12 委託料	35,394	2 農業用施設等災害復旧費（単独）	35,394				35,394	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 54,173 ／ 35,394 ／ 89,567 令和６年能登半島地震 農業用施設等災害測量設計業務委託料 35,394
計	100,173	35,394	135,567				35,394				35,394	

第 11 款　災害復旧費　　第 2 項　土木施設災害復旧費

1 道路河川災害復旧費	420,876	144,436	565,312	14 工事請負費	144,436	1 道路河川災害復旧費（補助）	144,436	（国） 46,313	（地） 74,800		23,323	補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 403,634 ／ 144,436 ／ 548,070 災害復旧工事　144,436
計	420,876	144,436	565,312				144,436	46,313	74,800		23,323	

給　与　費　明　細　書

１．特　別　職　　（単位：千円）

区　　分		職員数（人）	給与費						共済費	退職手当事務負担金	合計	備考
			報酬	給料	期末手当（年間支給率）	寒冷地手当	その他の手当	計				
補正後	長　　等	3		26,760	(3.4月分) 10,616		291	37,667	6,708	9,099	53,474	
	議　　員	18	80,360		(3.4月分) 32,721			113,081	22,948		136,029	
	その他の特別職	2,097	83,000					83,000			83,000	
	計	2,118	163,360	26,760	43,337		291	233,748	29,656	9,099	272,503	
補正前	長　　等	3		26,760	(3.4月分) 10,616		291	37,667	6,708	9,099	53,474	
	議　　員	18	80,360		(3.4月分) 32,721			113,081	22,948		136,029	
	その他の特別職	2,088	82,865					82,865			82,865	
	計	2,109	163,225	26,760	43,337		291	233,613	29,656	9,099	272,368	
比　較	長　　等											
	議　　員											
	その他の特別職	9	135					135			135	
	計	9	135					135			135	

２．一　般　職

（１）　総　　括　　※「ア　会計年度任用職員以外」と「イ　会計年度任用職員」の合計　　（単位：千円）

区　　分	職員数(人)	給　　与　　費				共済費	退職手当 事務負担金	合　　計	備　　考
		報　酬	給　料	職員手当	計				
補　正　後	(537) 632	658,511	2,178,582	1,353,374	4,190,467	782,325	388,220	5,361,012	
補　正　前	(534) 635	654,032	2,184,939	1,354,319	4,193,290	782,837	388,220	5,364,347	
比　　較	(3) △ 3	4,479	△ 6,357	△ 945	△ 2,823	△ 512		△ 3,335	

（　　）内は、短時間勤務職員（外書き）

	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	54,425	38,784	14,035	46,198	17,975	86,096		
	補正前	54,425	38,784	14,035	46,475	17,975	86,096		
職員手当	比　較				△ 277				
の内訳	区分	宿日直手当	管　理　職　員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,140	2,694	591,122	480,020	20,885		
	補正前		1,140	2,694	591,486	480,324	20,885		
	比　較				△ 364	△ 304			

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　　分	職員数(人)	給　　与　　費				共済費	退職手当 事務負担金	合　　計	備　　考
		報　酬	給　料	職員手当	計				
補　正　後	(18) 513		1,899,730	1,045,704	2,945,434	581,182	363,611	3,890,227	
補　正　前	(18) 513		1,899,730	1,045,704	2,945,434	581,182	363,611	3,890,227	
比　　較									

（　　）内は、短時間勤務職員（外書き）

	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	54,425	38,784	14,035	39,803	11,843	85,496		
	補正前	54,425	38,784	14,035	39,803	11,843	85,496		
職員手当	比　較								
の内訳	区分	宿日直手当	管　理　職　員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,140	2,694	431,021	345,878	20,585		
	補正前		1,140	2,694	431,021	345,878	20,585		
	比　較								

イ　会計年度任用職員

（単位：千円）

区　　分	職員数(人)	給　　与　　費				共済費	退職手当 事務負担金	合　　計	備　　考
		報　酬	給　料	職員手当	計				
補　正　後	(519) 119	658,511	278,852	307,670	1,245,033	201,143	24,609	1,470,785	
補　正　前	(516) 122	654,032	285,209	308,615	1,247,856	201,655	24,609	1,474,120	
比　　較	(3) △ 3	4,479	△ 6,357	△ 945	△ 2,823	△ 512		△ 3,335	

（　　）内は、短時間勤務職員（外書き）

	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
職員手当の内訳	補正後				6,395	6,132	600		
	補正前				6,672	6,132	600		
	比　較				△ 277				
	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				160,101	134,142	300		
	補正前				160,465	134,446	300		
	比　較				△ 364	△ 304			

（２）　給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額(千円)	増減事由別内訳（千円）		説　　明		備　　考
給　　料	△ 6,357	給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	△ 6,357	会計年度任用職員給料の減	△ 6,357	フルタイムからパートタイムへの変更
職員手当	△ 945	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分	△ 945	会計年度任用職員職員手当等の減	△ 945	フルタイムからパートタイムへの変更

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事項	限度額	令和５年度末までの支出額		令和６年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
						特定財源			
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和６年度　福野小学校給食調理等業務委託	34,571			令和　7　年度	34,571				34,571
105件（既設定分）	6,353,409		1,457,311		4,896,098	262,115	118,300	108,681	4,407,002
合計	6,387,980		1,457,311		4,930,669	262,115	118,300	108,681	4,441,573

地方債の令和５年度末における現在高及び令和６年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区分	令和5年度末 現在高	令和5年度繰越事業起債見込額	令和６年度中増減見込額						令和6年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,644,722	188,300	264,100		264,100	349,525		349,525	3,747,597
（1）総務債	44,925					6,313		6,313	38,612
（2）民生債	2,455					1,367		1,367	1,088
（3）衛生債	426,064		10,600		10,600	26,991		26,991	409,673
（4）農林水産業債	885,366	159,100	129,100		129,100	51,926		51,926	1,121,640
（5）商工債	23,684					3,373		3,373	20,311
（6）土木債	922,910	29,200	124,400		124,400	145,422		145,422	931,088
（7）消防債	17,995					2,164		2,164	15,831
（8）教育債	1,321,323					111,969		111,969	1,209,354
2. 災害復旧債	186,837	110,400	149,600	74,800	224,400	26,469		26,469	495,168
（1）補助災害復旧債	186,208	110,400	149,600	74,800	224,400	25,840		25,840	495,168
（2）単独災害復旧債	629					629		629	0
3. その他	32,368,278	368,100	1,804,700	1,300	1,806,000	4,531,393		4,531,393	30,010,985
（1）辺地対策事業債	1,859,729	70,100	225,000		225,000	263,749		263,749	1,891,080
（2）過疎対策事業債	10,594,414	183,400	1,459,600	1,300	1,460,900	1,164,055		1,164,055	11,074,659
（3）合併特例債	6,383,620					1,645,417		1,645,417	4,738,203
（4）全国防災事業債	183,750					11,065		11,065	172,685
（5）緊急防災・減災事業債	1,594,377	19,300	19,900		19,900	280,914		280,914	1,352,663
（6）公共施設等適正管理推進事業債	27,001					4,500		4,500	22,501
（7）防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	365,077	64,400				17,635		17,635	411,842
（8）緊急自然災害防止対策事業債	135,055	30,900	41,900		41,900	7,518		7,518	200,337
（9）緊急浚渫推進事業債	6,100		5,500		5,500	600		600	11,000
（10）脱炭素化推進事業債	29,200		2,800		2,800				32,000
（11）減税補塡債	22,941					10,867		10,867	12,074
（12）臨時財政対策債	11,126,505		50,000		50,000	1,119,290		1,119,290	10,057,215
（13）減収補てん債	40,509					5,783		5,783	34,726
合計	36,199,837	666,800	2,218,400	76,100	2,294,500	4,907,387		4,907,387	34,253,750

議案第８０号

令和６年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和６年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６２３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，８７１，４２３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		353,915	1,623	355,538
	1 繰入金	353,915	1,623	355,538
歳　　入　　合　　計		4,869,800	1,623	4,871,423

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		97,104	1,623	98,727
	1 総務管理費	91,289	1,623	92,912
歳　　出　　合　　計		4,869,800	1,623	4,871,423

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
10 繰入金	353,915	1,623	355,538
歳　　入　　合　　計	4,869,800	1,623	4,871,423

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	97,104	1,623	98,727			1,623	
歳　出　合　計	4,869,800	1,623	4,871,423			1,623	

２．歳入

第 10 款　繰入金　　第 1 項　繰入金　　(単位：千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金額	
1				1		事務費繰入金　1,623
他会計繰入金	302,311	1,623	303,934	一般会計繰入金	1,623	
計	353,915	1,623	355,538			

３．歳出

第　1 款　総務費　　第　1 項　総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1				26		2				（繰入）		補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額
一般管理費	91,289	1,623	92,912	公課費	1,623	一般管理費	1,623			1,623		24,491 ／ 1,623 ／ 26,114
												消費税及び地方消費税　1,623
計	91,289	1,623	92,912				1,623			1,623		

議案第８１号

令和６年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）

令和６年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１５５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３６９，８５５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

第1表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		189,512	2,155	191,667
	1 繰入金	189,512	2,155	191,667
歳　　入　　合　　計		367,700	2,155	369,855

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		262,797	2,155	264,952
	1 施設管理費	262,797	2,155	264,952
歳　出　合　計		367,700	2,155	369,855

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
4 繰入金	189,512	2,155	191,667
歳　　入　　合　　計	367,700	2,155	369,855

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	262,797	2,155	264,952			2,155	
歳　出　合　計	367,700	2,155	369,855			2,155	

２．歳入

第　4 款　繰入金　　第　1 項　繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金額	
1				1		一般会計繰入金　2,155
他会計繰入金	189,512	2,155	191,667	一般会計繰入金	2,155	
計	189,512	2,155	191,667			

３．歳出

第　1 款　総務費　　第　1 項　施設管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	262,797	2,155	264,952	12 委託料	2,155	2 一般管理費	2,155			（繰入） 2,155		補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 113,986 ／ 2,155 ／ 116,141 南砺家庭・地域医療センター医療事務業務委託料　2,155
計	262,797	2,155	264,952				2,155			2,155		

議案第８２号

令和６年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

令和６年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３０，７３５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２３０，５１３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		199,778	30,735	230,513
	1 財産売払収入	199,778	30,735	230,513
歳　　入　　合　　計		199,778	30,735	230,513

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		187,238	30,735	217,973
	1 事業費	187,238	30,735	217,973
歳　出　合　計		199,778	30,735	230,513

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
4 財産収入	199,778	30,735	230,513
歳　　入　　合　　計	199,778	30,735	230,513

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	187,238	30,735	217,973			30,735	
歳　出　合　計	199,778	30,735	230,513			30,735	

２．歳入

第　4 款　財産収入　　第　1 項　財産売払収入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金額	
1 不動産売払収入	199,778	30,735	230,513	1 土地売払収入	30,735	土地売払収入　30,735
計	199,778	30,735	230,513			

３．歳出

第　1 款　事業費　　第　1 項　事業費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区　分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 工業用地造成費	187,238	30,735	217,973	14 工事請負費	30,735	1 工業用地造成費	30,735			(財運) 30,735		補正前額 ／ 補正額 ／ 補正後額 187,238 ／ 30,735 ／ 217,973 野尻工業用地造成工事　30,735
計	187,238	30,735	217,973				30,735			30,735		

議案第83号

令和6年度南砺市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）
第1条　令和6年度南砺市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）
第2条　令和6年度南砺市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

			（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（ア）南砺市民病院					
（3）外来患者数					
一般		年間	83,835 人	△ 4,854 人	78,981 人
		1日平均	345 人	△ 20 人	325 人
デイケアセンター		年間	0 人	4,854 人	4,854 人
		1日平均	0 人	20 人	20 人
（イ）公立南砺中央病院					
（1）病床数	一般・医療型療養		145 床	△ 41 床	104 床
	※令和6年10月1日以降は、一般のみ				
（2）入所定員	介護医療院		0 人	41 人	41 人
（3）入院患者・入所者数					
一般・医療型療養		年間	44,530 人	△ 5,822 人	38,708 人
		1日平均	122 人	△ 16 人	106 人
介護医療院		年間	0 人	7,462 人	7,462 人
		1日平均	0 人	41 人	41 人

（収益的収入の補正）
第3条　予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収　入　（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款　南砺市民病院事業収益	4,178,283 千円	0 千円	4,178,283 千円
第1項　医業収益	3,799,729 千円	△ 43,103 千円	3,756,626 千円
第2項　介護保険事業収益	0 千円	43,103 千円	43,103 千円
第2款　公立南砺中央病院事業収益	2,906,637 千円	△ 10,100 千円	2,896,537 千円
第1項　医業収益	2,491,608 千円	△ 112,330 千円	2,379,278 千円
第2項　介護保険事業収益	0 千円	102,230 千円	102,230 千円

令和6年8月28日提出

南砺市長　田 中 幹 夫

令和6年度　南砺市病院事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入の補正

収　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業収益			4,178,283	0	4,178,283	
	1 医業収益		3,799,729	△ 43,103	3,756,626	
		2 外来収益	1,081,471	△ 43,103	1,038,368	年間延利用者数　78,981人　一日平均利用者数 325人 利用者一人当たり収益　13,147円
	2 介護保険事業収益		0	43,103	43,103	
		2 その他介護保険事業収益	0	43,103	43,103	通所リハビリテーション 年間延利用者数　4,854人　一日平均利用者数 20人 利用者一人当たり収益　8,880円
2 公立南砺中央病院事業収益			2,906,637	△ 10,100	2,896,537	
	1 医業収益		2,491,608	△ 112,330	2,379,278	
		1 入院収益	1,707,506	△ 112,330	1,595,176	一般・医療型療養 (一般病床) 年間延患者数　32,120人　一日平均患者数　88人 患者一人当たり収益　45,261円 (医療型療養病床)※令和6年9月30日まで 年間延患者数　6,588人　一日平均患者数　36人 患者一人当たり収益　21,460円
	2 介護保険事業収益		0	102,230	102,230	
		1 介護医療院事業収益	0	102,230	102,230	※令和6年10月1日以降 年間延入所者数　7,462人　一日平均入所者数　41人 入所者一人当たり収益　13,700円

令和6年度南砺市病院事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

1．南砺市民病院事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 97,911
減価償却費	283,257
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 26,314
引当金の増減（△は減少）	2,221
貸倒引当金の増減（△は減少）	200
たな卸資産の増減（△は増加）	△ 212
受取利息	△ 75
支払利息	27,000
小計	191,166
利息の受取額	75
利息の支払額	△ 27,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	164,241
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 95,610
無形固定資産の取得による支出	△ 36,654
国庫補助金等による収入	2,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 129,514
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	99,600
企業債の償還による支出	△ 293,468
一般会計からの出資による収入	158,892
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,976
資金増減額	△ 249
資金期首残高	1,284,481
資金期末残高	1,284,232
2．公立南砺中央病院事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 106,719
減価償却費	226,672
固定資産除却費	11,081
長期前受金戻入	△ 25,653
引当金の増減（△は減少）	14,345
受取利息	△ 2

支払利息	39,954
小計	159,678
利息の受取額	2
利息の支払額	△ 39,954
業務活動によるキャッシュ・フロー	119,726
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 304,641
無形固定資産の取得による支出	△ 3,099
国庫補助金等による収入	2,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 304,990
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	294,100
企業債の償還による支出	△ 406,465
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 62,000
一般会計からの出資による収入	245,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	71,546
資金増減額	△ 113,718
資金期首残高	738,122
資金期末残高	624,404
3. 病院統括事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	0
引当金の増減(△は減少)	△ 14
未払金の増減(△は減少)	△ 5,000
支払利息	1
小計	△ 5,013
利息の支払額	△ 1
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,014
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 1,383
一般会計からの出資による収入	1,383
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
資金増減額	△ 5,014
資金期首残高	28,867
資金期末残高	23,853

議案第８４号

令和６年度南砺市水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条 令和６年度南砺市水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和６年度南砺市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（　区　分　）	（既決予定量）	（補正予定量）	（　計　）
（４）建設改良事業	612,005 千円	16,373 千円	628,378 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（　科　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　水道事業収益	1,252,963 千円	3,190 千円	1,256,153 千円
第１項　営業収益	890,542 千円	3,190 千円	893,732 千円

支　　出

（　科　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　水道事業費用	1,229,247 千円	3,915 千円	1,233,162 千円
第１項　営業費用	1,149,231 千円	3,915 千円	1,153,146 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条本文かっこ書中「５６８，０９６千円」を「５６７，２６５千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（　科　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　資本的収入	324,204 千円	17,204 千円	341,408 千円
第１項　企　業　債	167,900 千円	5,200 千円	173,100 千円
第５項　負　担　金	59,864 千円	12,004 千円	71,868 千円

支　　出

（　科　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　資本的支出	892,300 千円	16,373 千円	908,673 千円
第１項　建設改良費	612,005 千円	16,373 千円	628,378 千円

（企業債の補正）

第５条　予算第５条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

起債の目的	限　度　額		
	既決予定額	補正予定額	計
上水道建設改良事業	167,900	5,200	173,100
（災害復旧事業分）	(0)	(5,200)	(5,200)

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

令和６年度南砺市水道事業会計補正予算（第２号）実施計画明細書

収　益　的　収　入　及　び　支　出　の　補　正

収　入　　（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			1,252,963	3,190	1,256,153	
	1 営業収益		890,542	3,190	893,732	
		3 その他営業収益	34,315	3,190	37,505	雑収益　3,190

支　出　　（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,229,247	3,915	1,233,162	
	1 営業費用		1,149,231	3,915	1,153,146	
		1 原水及び浄水費	341,766	3,915	345,681	手数料　3,915

資　本　的　収　入　及　び　支　出　の　補　正

収　入　　（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			324,204	17,204	341,408	
	1 企業債		167,900	5,200	173,100	
		1 企業債	167,900	5,200	173,100	企業債　5,200
	5 負担金		59,864	12,004	71,868	
		1 負担金	59,864	12,004	71,868	国庫負担金　12,004

支　出　　（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			892,300	16,373	908,673	
	1 建設改良費		612,005	16,373	628,378	
		2 施設改良費	599,757	15,873	615,630	委託料　△4,334 工事請負費　20,207
		4 公有財産購入費	0	500	500	公有財産購入費　500

令和６年度南砺市水道事業会計補正予算（第２号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

間接法

（単位：千円）

1　営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	16,565
減価償却費	506,053
貸倒引当金の増減額(△は減少)	122
受取利息及び受取配当	△ 1,492
支払利息	42,731
未収金の増減額(△は増加)	△ 9,475
未払金の増減額(△は減少)	1,189
たな卸資産の増減額(△は増加)	219
引当金の増減額(△は減少)	△ 172
預り金の増減額	△ 1,000
長期前受補助金等戻入額	△ 112,779
長期前受補助金等消費税収益額	△ 13,971
固定資産除却費	12,000
小　計	439,990
利息及び配当金の受取額	1,492
利息の支払額	△ 42,731
計	398,751
2　投資活動によるキャッシュ･フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 574,294
長期貸付金の返還による収入	17,647
国庫補助金等による収入	26,254
負担金による収入	59,864
新規加入金による収入	9,000
未払金の増減額(△は減少)	11,666
その他資本的支出	△ 182
計	△ 450,045
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	173,100
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 277,095
他会計からの出資による収入	54,643
計	△ 49,352
現金及び現金同等物の増減額	△ 100,646
現金及び現金同等物の期首残高	1,396,434
現金及び現金同等物の期末残高	1,295,788

議案第８５号

令和６年度南砺市下水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和６年度南砺市下水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和６年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（４）建設改良事業	229,654千円	1,962千円	231,616千円

（資本的支出の補正）

第３条　予算第４条本文括弧書中「不足する額1,197,183千円」を「不足する額1,199,145千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支　出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第１款　下水道事業資本的支出	1,674,883千円	1,962千円	1,676,845千円
第１項　建設改良費	229,654千円	1,962千円	231,616千円
支出合計	2,043,742千円	1,962千円	2,045,704千円

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

令和６年度南砺市下水道事業会計補正予算（第３号）実施計画明細書

資本的支出

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 下水道事業資本的支出			1,674,883	1,962	1,676,845	
	1 建設改良費		229,654	1,962	231,616	
		5 災害復旧事業費	21,630	1,962	23,592	委託料　1,962

令和６年度南砺市下水道事業会計補正予算（第３号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	△7,991
減価償却費	1,649,592
貸倒引当金の増減額(△は減少)	15
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	187,756
未収金の増減額(△は増額)	△11,418
未払金の増減額(△は減少)	2,750
引当金の増減額	167
仮受金の増減額	27
長期前受補助金等戻入額	△477,554
長期前受補助金等消費税収益額	△9,685
固定資産除却費	15,502
小　計	1,349,159
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△187,756
計	1,161,405
2. 投資活動によるキャッシュ･フロー	
有形固定資産の取得による支出	△284,238
無形固定資産の取得による支出	△35,579
国庫補助金等による収入	77,427
受益者負担金及び分担金による収入	2,518
工事負担金による収入	41,092
未払金の増減額(△は減少)	20,000
計	△ 178,780
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	210,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,498,694
その他の企業債による収入	300,000
その他の企業債の償還による支出	△161,971
その他の他会計借入金の償還による支出	△17,648
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	200,353
他会計からの補助金による収入	14,168
計	△ 953,792
現金及び現金同等物の増減額	28,833
現金及び現金同等物の期首残高	712,276
現金及び現金同等物の期末残高	741,109

議案第８６号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市条例第　　号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１６年南砺市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

（１３）災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当

第１９条を第２０条とし、第１６条から第１８条までを１条ずつ繰り下げ、第１５条の次に次の１条を加える。

（災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第１６条　災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う災害応急作業等の業務であって、規則で定める業務に従事した職員に支給する。

別表中「第１６条」を「第１７条」に改め、同表に次のように加える。

災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業等手当	１日　１，０８０円（業務が深夜において行われる場合は、１，６２０円）の範囲内で規則で定める額

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第３条第１３号、第１６条及び別表災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当の部の規定は、令和６年１月１日から適用する。

議案第８７号

南砺市税条例の一部改正について

南砺市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市条例第　　号

南砺市税条例の一部を改正する条例

南砺市税条例（平成１６年南砺市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。
附則第４条の２を削る。
附則第１０条の２第７項中「４分の３」を「７分の６」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第５６条の改正規定　令和７年４月１日

（２）附則第４条の２を削る改正規定　公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

２　この条例による改正後の附則第１０条の２第７項の規定は、令和６年４月１日から適用する。

議案第８８号

南砺市国民健康保険条例の一部改正について

南砺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市条例第　　号

南砺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

南砺市国民健康保険条例（平成１６年南砺市条例第１４８号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第８９号

南砺市企業立地振興条例の一部改正について

南砺市企業立地振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市条例第　　号

南砺市企業立地振興条例の一部を改正する条例

南砺市企業立地振興条例（平成１７年南砺市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号カを同号クとし、同号オの次に次のように加える。

カ　商業事業部門

キ　サービス事業部門

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９０号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市条例第　　号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例（平成１９年南砺市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第３条の表甲種区域の項中「南砺市井波地区」の次に「（準工業地域に限る。）」を加え、同表丙種区域の項中「梅原地区」の次に「、和泉地区、井波地区（工業専用地域に限る。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９１号

４災２３号市道山の神線道路災害復旧工事請負契約の変更について

４災２３号市道山の神線道路災害復旧工事において、下記のとおり変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年南砺市条例第５１号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

記

１	契約の目的	４災２３号市道山の神線道路災害復旧工事
２	変更前の契約の金額	１２５，５１０，０００円 （内消費税等１１，４１０，０００円）
３	変更後の契約の金額	１７３，６２２，９００円 （内消費税等１５，７８３，９００円）
４	契約の相手方	南砺市祖山３９番地 株式会社岡部 代表取締役社長　岡部　竜一

議案第９２号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年南砺市条例第５１号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

記

１	財産の種別、数量	市営バス　１台
２	取得の方法	条件付一般競争入札
３	取得価格	２２，９９０，０００円 （内消費税等２，０９０，０００円）
４	契約の相手方	南砺市金戸２６８番地１ なんと農業協同組合 代表理事組合長　上田　憲仁

報告第１２号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

記

〇健全化判断比率

実質赤字比率（%）	連結実質赤字比率（%）	実質公債費比率（%）	将来負担比率（%）
―	―	7.8	―
（　12.37　）	（　17.37　）	（　25.0　）	（　350.0　）
〔　20.00　〕	〔　30.00　〕	〔　35.0　〕	

※（　）内は早期健全化基準を示し、〔　〕内は財政再生基準を示す。

〇資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（%）	備　　考
病院事業会計	―	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条第1号の規定により、事業の規模を算定した。
水道事業会計	―	
下水道事業会計	―	
工業用地造成事業特別会計	―	令第17条第4号の規定により、事業の規模を算定した。

※国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、介護事業特別会計、訪問看護事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計は、当該比率の算定対象外である。
※経営健全化基準は、20.0%である。

認定第１号

令和５年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について

令和５年度南砺市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第２号

令和５年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和５年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第３号

令和５年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和５年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第４号

令和５年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和５年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第５号

令和５年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和５年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第６号

令和５年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和５年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第７号

令和５年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和５年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第８号

令和５年度南砺市病院事業会計決算認定について

令和５年度南砺市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第９号

令和５年度南砺市水道事業会計決算認定について

令和５年度南砺市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

認定第１０号

令和５年度南砺市下水道事業会計決算認定について

令和５年度南砺市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月２８日提出

南砺市長　田　中　幹　夫